

大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 379 号）の概要

1. 内容

- (1) 水銀排出施設について、水銀に関する水俣条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第8条2（b）の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。
- (2) 環境大臣又は都道府県知事は、水銀排出施設の設置者に対し、水銀排出施設の構造及び使用の方法、水銀等の処理の方法、水銀濃度等について報告徴収ができることとし、水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに関係帳簿書類について立入検査ができることとする。
- (3) 都道府県知事の権限のうち、水銀排出施設の設置等の届出受理、改善勧告等及び改善命令等、実施制限期間の短縮、報告徴収及び立入検査、適用除外対象施設に係る権限を有する行政機関の長からの通知の受理等の権限については、工場に係る事務は指定都市及び中核市の長に、工場以外に係る事務は政令第13条第1項に規定する政令市の長並びに指定都市及び中核市の長に委任することとする。

2. 施行期日

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）